

## 北海道農業改良普及推進協議会設置要領

### (趣 旨)

第1 本道における普及事業を円滑に推進することを目的に、関係機関・団体から普及事業に対する意見や提言等を求めるため、次により北海道農業改良普及推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

### (構 成)

第2 推進協議会は、次の機関・団体をもって構成するほか、必要に応じ、幹事会を置く。

- (1) 北海道市長会
- (2) 北海道町村会
- (3) (一社) 北海道農業会議
- (4) (公社) 北海道農業改良普及協会
- (5) 北海道農業協同組合中央会
- (6) ホクレン農業協同組合連合会
- (7) 北海道信用農業協同組合連合会
- (8) 全国共済農業協同組合連合会北海道本部
- (9) 北海道厚生農業協同組合連合会
- (10) 北海道農業共済組合連合会
- (11) (一社) 北海道酪農畜産協会
- (12) (一社) 北海道酪農協会
- (13) (公財) 北海道農業公社担い手本部
- (14) 北海道農政部

### (協議事項)

第3 推進協議会は、次に定める事項について協議する。

- (1) 本道における普及事業の活動のあり方に関すること。
- (2) 地域農業の振興と地域における営農指導体制に関すること。

### (運 営)

第4 推進協議会は、北海道農政部長が招集する。

- 2 推進協議会の運営は、北海道農政部（技術普及課）があたる。
- 3 推進協議会の事務局は、北海道農政部（技術普及課）が担当する。

### (時 限)

第5 推進協議会は、平成27年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、推進協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付則 本要領は平成17年2月 2日から施行する。

付則 本要領は平成21年6月11日から施行する。

付則 本要領は平成24年4月 2日から施行する。

付則 本要領は平成27年6月26日から施行する。

付則 本要領は平成28年6月28日から施行する。